

平成二十二年二月八日提出
質問第八八号

外国人介護福祉士、看護師の国家試験に関する質問主意書

提出者
馳
浩

外国人介護福祉士、看護師の国家試験に関する質問主意書

日本との経済連携協定（EPA）に基づき介護福祉士・看護師を目指す外国人研修生の来日が相次いでいる。研修生達の患者や上司からの評判は概ね良好である。

しかし、看護師の場合は三年、介護福祉士の場合は四年の滞在期間中に資格を取得できなければ、帰国しなければならぬ。

ここで、大きな壁となっているのが、国家試験で使われる難解な漢字である。日本人でも難解な用語で表記された試験を外国人に課すことは、事実上外国人を排除する事にもなりかねない。

従って、次の事項について質問する。

一 介護福祉士の試験において「褥瘡」「清拭」等の用語が使用されているが、このような用語は日本人にとっても難解と言わざるをえない。「知識は十分あるのに、言葉の壁で満足に答えられず合格できない人が続出しかねない」との懸念も多い。外国人に対する配慮として、このような用語に読み仮名をつけるべきではないか。政府の見解を問う。

二 介護福祉士は、三年の実務経験が必要で四年以内に国家試験に合格できなければ帰国せざるをえない。

もつと受験機会を増やすべきではないか。政府の見解を問う。

三 また、あるデータによると、看護師の国家試験を英訳して看護師候補生に解いてもらうと正答率は約八割であったが、日本語では小テストで五割程度にまで落ち込んだ。

看護師の国家試験においても読み仮名をつけたり、受験機会を増やすべきではないか。政府の見解を問う。

右質問する。